

議案第七号

下畑地区ほ場整備事業に伴う字の区域の変更について

次のおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年一月二十二日

三朝町長 安田真一郎

昭和六拾参年吉月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

| 区域を変更する 字の名称 | 同上の区域（昭和六十三年一月十日現在の地番による。） |
|-----------------|---|
| 大字下畑字岩井谷 | <p>大字下畑字岩井谷のうち五八三の一部、五八五の一部、五八七の一部、五九〇の一部、五九一の一部、五九四の一部、五九五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| 大字下畑字帝釋 | <p>大字下畑字帝釋の全域 大字下畑字岩井谷五八三の一部、五八五の一部、五八七の一部、五九〇の一部、五九一の一部、五九四の一部、五九五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字下畑字千穂平七二三の一部</p> |
| 大字下畑字千穂平 | <p>大字下畑字千穂平のうち七二三の一部以外の区域</p> |
| 大字下畑字ダケ | <p>大字下畑字ダケのうち七五九の一部以外の区域</p> |
| 大字下畑字家ノ前 | <p>大字下畑字家ノ前の全域 大字下畑字下樫ノ實二八〇の二の一部、二八〇ノ二、二八二の二、二八二の二、二八二の二及びこれらと一体をなす国有地 大字下畑字ダケ七五九の一部</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>大字下畑字 下樫ノ實</p> | <p>大字下畑字下樫ノ實のうち二八〇の一の一部、二八〇の二、二八一の一、二八一の二、二八二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字下畑字千穂</p> | <p>大字下畑字千穂のうち四三二の一部、四三四の一の一部、四三四の三の一部、四三五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字下畑字上ヶ市四一四の一部、四一六の一部、四一七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字下畑字サコノ平</p> | <p>大字下畑字サコノ平のうち七二〇の二以外の区域</p> |
| <p>大字下畑字上ヶ市</p> | <p>大字下畑字上ヶ市のうち四一四の一部、四一六の一部、四一七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字下畑字千穂四三二の一部、四三四の一の一部、四三四の三の一部、四三五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字下畑字サコノ平七二〇の二</p> |